

Oslaw News Letter

vol.58

2021年1月29日発行

目次

Contents

● 論文	IoTスタートアップの特許出願戦略についての事例研究	弁理士 野本 裕史 1
● 商標 News	模倣品対策強化へ	弁理士 大塚 啓生 6
● 海外 News	ドイツにおける標準規格必須特許に基づく権利行使の最新動向	弁護士 山口 裕司 / 弁護士 盛田 真智子 7
● 特許入門	プロダクト・マーケット・フィット(PMF)検討からの特許戦略	弁理士 森田 裕 9
● 判例紹介		11

論文

Thesis

IoTスタートアップの特許出願戦略についての事例研究 (IoTヘルスケア分野の米国ユニコーンPeloton Interactive, Inc.)

弁理士 野本 裕史

1. はじめに

スタートアップは、特許出願に割り当てることができるリソースが大手企業に比べて大きく不足しており、起業からエグジットに至るまでの短い時間軸のなかのどのタイミングで、どのような内容の特許出願をすべきかを、正しく選択・決断することがとても重要であるところ、そのような特許出願戦略について、弁理士などからスタートアップに対して日常的に様々な提案がなされているが、特に日本国内ではスタートアップが特許の権利行使にまで至ったという事例があまり知られていないことから、それらの提案がどれくらい有効であるかどうかの実証は十分になされてきていないように思われる。

ところで、IoTヘルスケア分野における米国のスタートアップPeloton Interactive, Inc. (以下P社)¹は、フィッ

トネスバイクに関する事業をもとに2012年に起業し、起業から7年目の2019年にIPOで12億ドルを調達したユニコーンであるが、IPO前の2017年にその事業を模倣する競合他社があらわれた際には、迅速に特許の権利行使を行い、最終的にその競合他社の事業を停止させることに成功している。本稿では、P社の特許出願戦略を1つの成功事例として取り上げ、その詳細な分析、検討を試みたい。

2. P社の起業からIPOまでの経緯

従来、フィットネスバイクは、自宅やスポーツジムに設置され、ユーザは個々人で好きな時間に使用するのが通常であったところ、米国では2010年頃から、フィットネススタジオ内においてスター性のあるインストラクタの回りを囲むように複数のフィットネスバイクが設置されてラ

〈脚注〉

¹ <https://www.onepeloton.com/>

イブ感のあるレッスンを複数のユーザが同時に体験できるサービスが注目されるようになっていた。そのなかで、Flywheel Sports, Inc. (以下 F 社)² は、ユーザ同士のコミュニケーションを高めるために、レッスン中の各ユーザの運動負荷を計測してランキングでスタジオ内の大型スクリーンに表示するサービスを提供することで、大変な人気を集めていた。

このような状況を背景として、P 社は、仕事や家庭の事情でフィットネススタジオに通うことが難しかった創業者らにより設立されたスタートアップであり、自宅に設置されたフィットネスバイクにディスプレイとインターネット接続機能を付加し、各ユーザは自宅から好きな時間にレッスンを受講できるとともに、各ユーザの運動負荷の計測をサーバに集約し、ランキングで個々のディスプレイに表示する仕組み(以下 IoT フィットネスバイク事業)を発明した。

図 1 は、P 社の起業から IPO までの経緯の概要を示している^{3, 4}。P 社は、2012 年 2 月に設立され、シードラウンドで 400K ドルを調達し、2012 年 12 月には、シリーズ A で 3.5M ドルを調達した。そして、2013 年 7 月にクラウドファンディングで 307K ドルを調達し⁵、2014 年 1 月に IoT フィットネスバイク事業をローンチした。その後、事業を順調に成長・拡大させ、2014 年 4 月にシリーズ B で 10.5M ドル、2015 年 4 月にシリーズ C で 30M ドル、2015 年 12

月にシリーズ D で 75M ドル、2017 年 5 月にシリーズ E で 325M ドルを調達した。

2017 年 10 月に上述した F 社が IoT フィットネスバイク事業に参入してきたが、P 社は直ちに、F 社に対して特許侵害での警告を行った。

そして、P 社は、2018 年 8 月にシリーズ F で 550M ドルを調達したのち、2018 年 9 月に F 社を特許侵害によりテキサス東

部地区連邦地方裁判所マーシャル支部に提訴した⁶。また、P 社は、2018 年 10 月に、フィットネスバイクの代わりにトレッドミル(ルームランナー)を使用する IoT トレッドミル事業をローンチした。

そして、P 社は、2019 年 9 月に Nasdaq に上場し、1.2B ドルを調達したあとで、2020 年 2 月に、F 社が特許侵害を認めて 60 日以内に IoT フィットネスバイク事業を停止するとの内容で F 社と和解したことを発表した⁷。2020 年 3 月に、F 社は IoT フィットネスバイク事業を停止した⁸。

なお、P 社は、F 社の他にも、2019 年 10 月に IoT フィットネスバイク事業に参入していた Echelon Fitness, LLC. (以下 E 社) を特許侵害で提訴し⁹、2020 年 5 月には Icon Health and Fitness, Inc. (以下 I 社) を特許侵害で提訴している¹⁰。

3. P 社の特許出願

米国での P 社による特許出願(仮出願を含む)として 29 件が確認される¹¹。表 1 にこれらをまとめて示す。

29 件の特許出願をカテゴリ別に集計すると、図 2 のグラフに示すとおりであり、IoT フィットネスバイク事業に関する出願が 15 件、IoT トレッドミル事業に関する出願が 7 件、ディスプレイのユーザインタフェース(UI)に関する出願が 2 件、オンラインレッスンの配信の情報処理に関する出願が 5 件ある。

29 件の特許出願を年毎に集計すると、図 3 のグラフに示すとおりであり、2012 年に 1 件、2013 年に 2 件、2014 年に 0 件、2015 年に 1 件、2016 年に 2 件、2017 年に 4 件、2018 年に 11 件、2019 年に 6 件、2020 年に 2 件の出願が行われている。起業～マネタイズのステージ(2012～2016年)までは毎年約 1～2 件、事業規模を拡大させるステージ～IPO(2017～2019年)では年に約 5～10 件である。

4. F 社に対する訴訟で使用された特許の内容

次に、P 社がどのような内容の特許出願をしていたのかを、F 社に対する特許侵害訴訟にて使用された特許を例として取り上げて説明する。

図 2 に示すように、P 社による 29 件の特許出願のなかで 15 件が IoT フィットネスバイク事業に関する出願であるが、そのうちの 11 件は同一ファミリーの出願(同一の原出願を基礎とする優先権主張出願およびその継続出願)である。この 11 件を表 1 においてグレーのハイライトを付して示す。最初の特許である 9,174,085 ('085 特許)

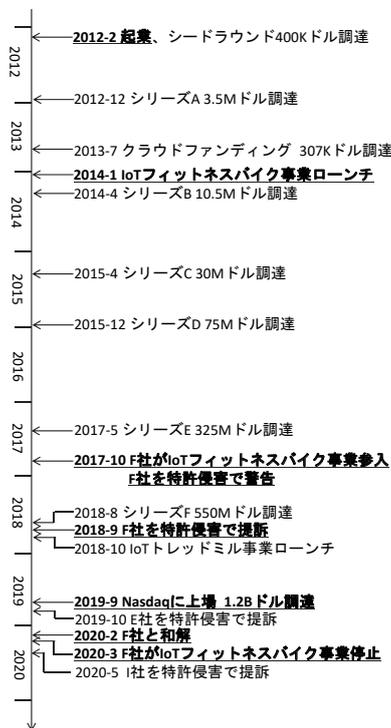


図 1 : P 社の起業から IPO までの経緯の概要

〈脚注〉

² <https://web.archive.org/web/20201009010351/https://www.flywheelsports.com/>

³ 訴訟に至るまでの経緯の詳細は訴状を参照 <https://www.docketbird.com/court-documents/Peloton-Interactive-Inc-v-Flywheel-Sports-Inc/COMPLAINT-against-Flywheel-Sports-Inc-Filing-fee-400-receipt-number-0540-6937943-filed-by-PELOTON-INTERACTIVE-INC/txed-2:2018-cv-00390-00001>

⁴ 資金調達の情報は crunchbase から引用 https://www.crunchbase.com/organization/peloton-interactive/company_financials

⁵ <https://www.kickstarter.com/projects/568069889/the-peloton-bike-bring-home-the-studio-cycling-exp>

⁶ <https://portal.unifiedpatents.com/litigation/Texas%20Eastern%20District%20Court/case/2%3A18-cv-00390>

⁷ <https://investor.onepeloton.com/news-releases/news-release-details/peloton-announces-settlement-litigation-against-flywheel-sports>

⁸ <https://techcrunch.com/2020/02/19/flywheel-to-stop-online-classes-offer-trade-in-for-peloton-bikes-after-settling-lawsuit/>

⁹ <https://portal.unifiedpatents.com/litigation/Delaware%20District%20Court/case/1%3A19-cv-01903>

¹⁰ <https://portal.unifiedpatents.com/litigation/Delaware%20District%20Court/case/1%3A20-cv-00662>

¹¹ Google Patents を利用して調査 (2020 年 12 月 7 日時点)

表1：米国でのP社の特許出願

出願日	出願番号	登録日	登録番号	カテゴリ	説明	F社の訴訟で使用
2012-07-31	61/677,985			フィットネスバイク	仮出願 Aa1	
2013-03-15	61/798,342			フィットネスバイク	仮出願 Aa2	
2013-07-31	13/956,087	2015-11-03	9,174,085	フィットネスバイク	仮出願 Aa1, Aa2 を優先権の基礎とする出願 A1	○
2015-11-02	14/930,398	2016-01-12	9,233,276	フィットネスバイク	出願 A1 の継続出願 A2	○
2016-01-11	14/992,032	2018-01-09	9,861,855	フィットネスバイク	出願 A2 の継続出願 A3	○
2016-08-27	62/380,412			トレッドミル	仮出願 Da	
2017-05-05	15/588,566			フィットネスバイク	出願 B1	
2017-08-25	15/686,875			トレッドミル	仮出願 Da を優先権の基礎とする出願 D1	
2017-11-12	62/584,887			UI	仮出願 Ea	
2017-12-14	62/598,997			レッスンの配信	仮出願 Fa	
2018-01-05	15/863,368			トレッドミル	出願 D1 の継続出願 D2	
2018-01-05	15/863,057			トレッドミル	出願 D1 の継続出願 D3	
2018-01-05	15/863,596			トレッドミル	出願 D1 の継続出願 D4	
2018-01-08	15/865,206	2018-07-17	10,022,590	フィットネスバイク	出願 A3 の継続出願 A4	○
2018-01-17	62/618,581			フィットネスバイク	仮出願 Ca	
2018-03-21	62/646,273			レッスンの配信	仮出願 Ga	
2018-06-22	16/016,446	2020-06-30	10,695,613	フィットネスバイク	出願 B2	
2018-07-16	16/036,894	2019-06-18	10,322,315	フィットネスバイク	出願 A4 の継続出願 A5	○
2018-11-12	16/188,172			UI	出願 E1	
2018-12-12	16/217,548			トレッドミル	出願 D3 の継続出願 D5	
2018-12-14	16/220,607			レッスンの配信	仮出願 Fa を優先権の基礎とする出願 F1	
2019-01-17	16/251,023			フィットネスバイク	仮出願 Ca を優先権の基礎とする出願 C1	
2019-03-20	16/359,972			レッスンの配信	仮出願 Ga を優先権の基礎とする出願 G1	
2019-03-20	16/359,969			レッスンの配信	仮出願 Ga を優先権の基礎とする出願 G2	
2019-05-14	16/412,327	2019-11-26	10,486,026	フィットネスバイク	出願 A5 の継続出願 A6	
2019-07-12	16/510,619			トレッドミル	出願 D5 の継続出願 D6	
2019-10-28	16/666,332	2020-05-05	10,639,521	フィットネスバイク	出願 A6 の継続出願 A7	
2020-05-04	16/866,499			フィットネスバイク	出願 A7 の継続出願 A8	
2020-06-15	16/902,195			フィットネスバイク	出願 A8 の継続出願 A9	

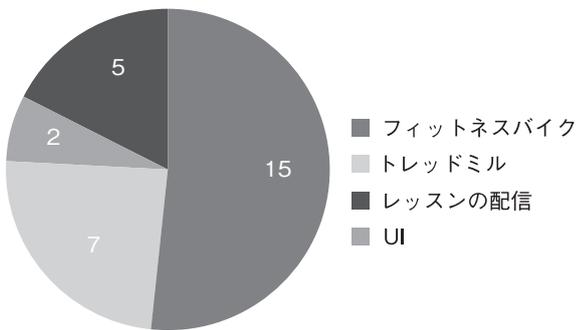


図2：カテゴリ別の特許出願数

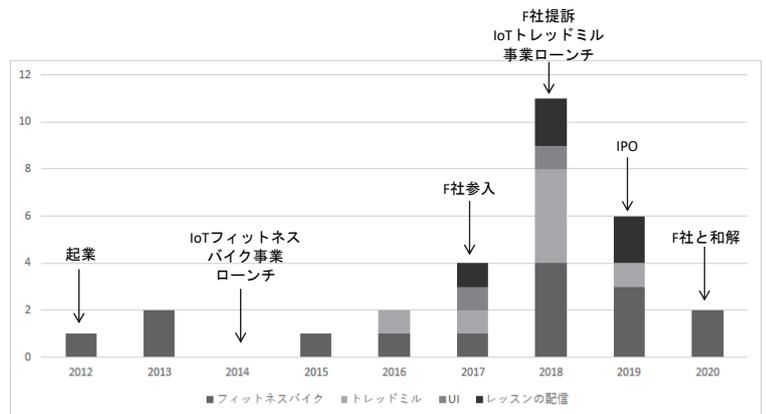


図3：年毎の特許出願数

は、61/677,985 および 61/798,342 を優先権の基礎とする出願である。2番目の特許である 9,233,276 ('276 特許) は、'085 特許の継続出願である。3番目の特許である 9,861,855 ('855 特許) は、'276 特許の継続出願である。4番目の特許である 10,022,590 ('590 特許) は、'855 特許の継続出願である。5番目の特許である 10,322,315 ('315 特許) は、'590 特許の継続出願である。6番目の特許である 10,486,026 ('026 特許) は、'315 特許の継続出願である。7番目の特許である 10,639,521 ('521 特許) は、'026 特許の継続出願である。16/866,499 は、'521 特許の継続出願である。16/902,195 は、16/866,499 の継続出願である。

このうち '085 特許、'276 特許、'855 特許、'590 特許、'315 特許の 5 件が F 社に対する訴訟で使用された（最初に提出された訴状では '085 特許、'276 特許の 2 件が記載されており、'855 特許、'590 特許、'315

特許の 3 件は後日訴状の補正で追加された）。

まず、最初の特許である '085 特許の内容を説明する。'085 特許の請求項 1 は以下のとおりである。

[請求項 1] (和訳は筆者による)

ライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスをリモートユーザに提供する方法であって、

第 1 リモート位置での表示のために第 1 リモート位置において第 1 ユーザによりデジタル通信ネットワークを介してアクセスできる利用可能なライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスについての情報を提供するステップと、

第 1 ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーンを含むインターフェイスを提供するステップであって、第 1 ユーザは、当該インターフェイスを介してディスプレイスクリーン上に表示されるように、ライブのサイクリングクラスを選択するか、複数のアーカイブさ

れたサイクリングクラスの中から選択することができる、ステップと、

第1ユーザから、第1リモート位置での第1ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーン上での表示のために、利用可能なライブまたはアーカイブされたサイクリングクラスの1つの選択を受信するステップと、

第1ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーン上での第1ユーザに対する表示のために、サーバから第1のリモート位置における第1ステーションナリーバイクに関連付けられたコンピュータへ、前記選択されたサイクリングクラスを含むデジタルビデオまたはオーディオコンテンツを送信するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントで、第1リモート位置における第1ステーションナリーバイクから複数のパフォーマンスパラメータを検出するステップと、

第1ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーン上に、第1リモート位置における第1ステーションナリーバイクから検出された複数の現在のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける同じポイントで、第2リモート位置における第2ステーションナリーバイク上の第2ユーザから複数のパフォーマンスパラメータを検出するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントでの第1ステーションナリーバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つと、前記選択されたサイクリングクラスにおける同じポイントでの第2ステーションナリーバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つとが、第1ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーン上で比較のために表示されるように、第1ステーションナリーバイクに関連付けられたディスプレイスクリーン上に、第2ステーションナリーバイクから検出された複数のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、を含む方法。

この請求項は、第1リモート位置にて第1ステーションナリーバイク（フィットネスバイク）を使用する第1ユーザと、第2リモート位置にて第2ステーションナリーバイクを使用する第2ユーザとから、同じサイクリングクラス（レッスン）の同じポイントでパフォーマンスパラメータを検出し、それらを互いに比較できるような態様（ランキングの上位概念）で、第1ステーションナリーバイクのディスプレイスクリーンに表示する、というサーバ装置の動作を規定するクレームになっている。

本件特許が成立するまでの審査の経緯を確認すると、出願当初は、フィットネスバイクに関連付けられたモニタにオンラインでレッスンを提供する、というだけの単純な構成のクレームであったが、そのような構成を開示する引例

（公開公報）が審査で見つかったため、(1)レッスンにはライブのレッスンとアーカイブされた過去のレッスンの2種類があることと、(2)自分と他のユーザの同じレッスンの同時点でのパフォーマンスを比較可能に表示することの2つの特徴で限定することで、拒絶理由を克服して特許になっている。

ただし、上記請求項には、ディスプレイスクリーンに「ステーションナリーバイクに関連付けられた」という限定が付されているため、競合他社は、個人のスマートフォンやタブレットあるいは部屋のテレビをディスプレイスクリーンとして利用することで本件特許を回避できる可能性がある。実際に、F社は、ディスプレイ付きとディスプレイ無し（部屋のテレビを利用する）の2通りのフィットネスバイクを提供していた。

次に、2番目の特許である '276 特許の内容を説明する。'276 特許の請求項1は以下のとおりである。

〔請求項1〕（和訳は筆者による）

ライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスをリモートユーザに提供する方法であって、

ディスプレイスクリーンを含むインターフェイスを介した第1リモート位置での表示のために、第1リモート位置における第1ステーションナリーバイクを用いる第1ユーザによりデジタル通信ネットワークを介してアクセスできる利用可能なライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスについての情報を提供するステップであって、第1ユーザは、ディスプレイスクリーン上に表示されるように、ライブのサイクリングクラスを選択するか、複数のアーカイブされたサイクリングクラスの中から選択することができる、ステップと、

第1ユーザから、第1リモート位置でのディスプレイスクリーン上での表示のために、利用可能なライブまたはアーカイブされたサイクリングクラスの1つの選択を受信するステップと、

ディスプレイスクリーン上での第1ユーザに対する表示のために、第1のリモート位置におけるコンピュータへ、前記選択されたサイクリングクラスを含むデジタルビデオまたはオーディオコンテンツを提供するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントで、第1リモート位置における第1ステーションナリーバイクから複数のパフォーマンスパラメータを検出するステップと、

ディスプレイスクリーン上に、第1リモート位置における第1ステーションナリーバイクから検出された複数の現在のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける同じポイントで、第2リモート位置において第2ユーザにより用いられる第2ステーションナリーバイクから複数のパフォーマンスパラメータを検出するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントでの第1ステーションaryバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つと、前記選択されたサイクリングクラスにおける同じポイントでの第2ステーションaryバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つとが、第1リモート位置におけるディスプレイスクリーン上で比較のために表示されるように、第1リモート位置におけるディスプレイスクリーン上に、第2ステーションaryバイクから検出された複数のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、を含む方法。

この請求項は、最初の特許である'085特許と同様にサーバ装置の動作のクレームである。

最初の特許である'085特許と非常によく似た構成となっているが、ディスプレイスクリーンに「ステーションaryバイクに関連付けられた」という限定が付されておらず、'085特許に比べて権利範囲が広がられていると言える。

次に、3番目の特許である'855特許の内容を説明する。'855特許の請求項1は以下のとおりである。

[請求項1] (和訳は筆者による)

ライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスを表示する方法であって、

第1位置におけるディスプレイスクリーン上に、デジタル通信ネットワークを介して第1ステーションaryバイクを用いる第1ユーザによりアクセスできる利用可能なライブおよびアーカイブされたサイクリングクラスについての情報を表示するステップであって、第1ユーザは、ライブのサイクリングクラスを選択するか、複数のアーカイブされたサイクリングクラスの中から選択することができる、ステップと、

第1ユーザから、利用可能なライブまたはアーカイブされたサイクリングクラスの1つの選択を受信するステップと、

第1ユーザに対して第1位置において、前記選択されたサイクリングクラスを含むデジタルビデオまたはオーディオコンテンツを出力するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントで、第1位置における第1ステーションaryバイクから複数のパフォーマンスパラメータを検出するステップと、

ディスプレイスクリーン上に、第1位置における第1ステーションaryバイクから検出された複数のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、

前記選択されたサイクリングクラスにおける特定のポイントでの第1ステーションaryバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つと、前記選択されたサイクリングクラスにおける同じポイントでの第2ステーションaryバイクからのパフォーマンスパラメータの少なくとも1つとが、第1位置におけるディスプレイスクリーン上で比較のために表示されるように、第1位置におけるディス

プレイスクリーン上に、第2位置における第2ステーションaryバイクからの複数のパフォーマンスパラメータの少なくとも1つを表示するステップと、を含む方法。

この請求項は、2番目の特許である'276特許と比べると、「リモートユーザに提供する方法」が「表示する方法」に変更され、「第1リモート位置」が「第1位置」に変更され、「表示のために提供する」が「表示する」に変更されている。また、「第2ステーションaryバイクからパフォーマンスパラメータを検知するステップ」が削除されている。これらのことから、この請求項は、'276特許に対応する端末装置(フィットネスバイク)の動作のクレームであると言える。

'590特許、'315特許の内容について詳細な説明は紙幅の関係で省略するが、簡単に触れると、'590特許は、端末装置(フィットネスバイク)の装置クレームとなっており、'315特許は、「サイクリングクラス」という記載を「エクササイズクラス」に書き換えて上位概念化したサーバ装置および端末装置の動作のクレームとなっている。

5. まとめ

P社の特許出願戦略の特徴として、起業～マネタイズのステージでは、特許出願に割り当てることができるリソースが不足していることもあり、次々に新しい技術について特許出願をするのではなく、最初の仮出願を起点とする継続出願を繰り返すことで、IoTフィットネスバイク事業に関して複数の特許の束からなるポートフォリオの形成を図っていることが注目される。これにより、事業規模を拡大させるステージにおいてIoTフィットネスバイク事業を模倣するF社があらわれた際には、複数の特許の束で迅速な権利行使を行うことができおり、複数の特許の束であることは、F社に非侵害の主張や無効論で争うことを断念させて和解に至らせることに成功した一因となっているのではないと思われる。

IoTスタートアップの特許出願戦略として、起業～マネタイズのステージでは、次々に新しい技術についての特許出願をするのではなく、最初の出願を起点とする分割出願を繰り返すことで、スタートアップのコアとなる事業に関して複数の特許の束からなるポートフォリオの形成を図ることに注力することは、有効な戦略の一つであるように思われる。今後も他のスタートアップの事例でその有効性を検証していきたい。

なお、P社はIoTフィットネスバイク事業に関して現時点で第9世代の継続出願を行っている。そのように多数回の継続出願(分割出願)にも耐えうる記載の明細書を最初の出願時に作成できるかどうか、また、そのような多数回繰り返された継続出願(分割出願)においても最初の明細書の記載から有効なクレームを提案できるかどうかは、弁理士にとって力の見せ所となると思われる。引き続き研究していきたい。

以上

模倣品対策強化へ —個人輸入は規制できるのか—

弁理士 大塚 啓生

1. はじめに

現在、模倣品・海賊版対策を強化すべく、法改正が検討されている。令和2年11月6日に第6回産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会（以下、「商標制度小委」という）が開催され、模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について審議がなされた¹。注目すべきは、模倣品の個人使用目的の輸入の規制も検討されていることにある。

模倣品・海賊版対策強化に向けた商標法改正の流れは、令和2年5月27日に公開された知的財産推進計画2020にて、課題の一つとしてデジタルコンテンツの模倣品・海賊版対策の強化が挙げられたことに端を発している²。新型コロナの影響によりデジタル社会が加速していくなか、マンガ・アニメ・ゲーム・映画等のデジタルエンターテインメントのコンテンツが注目され、その利用が増大している一方で、海賊版が多く市場に出回っていることがコンテンツ産業において大きな問題となっており、そのような現状に対する施策の方向性の一つとして、模倣品の個人使用目的の輸入の規制に関する検討についての提言³がされている。

この個人輸入に関する提言を受け、商標制度小委で商標法の改正が検討されており、本稿ではその検討内容について簡単に紹介する。

2. 輸入規制強化に関する議論の概要

(1) 個人輸入の現状

商標法上、商標とは、「業として」譲渡等される商品に付された標章（マーク）であると定義されていることから（商標法2条1項1号、2号）、個人使用を目的として輸入等した商品に標章が付されていても、その標章は法上の「商標」ではないと解される。そのため、個人が主体となって他人の登録商標が付された模倣品を輸入しても、「商標」の使用に該当せず、商標権侵害を問うことは難しい。

従来は、国内の事業者が海外から模倣品を輸入して国内の市場で譲渡等することが一般的な越境取引の形態であったため、事業者による輸入行為等を規制できれば足りたかもしれない。しかし、近年は、eコマースの普及や国際貨物の配送料金低下等により、海外事業者と個人が直接繋がるケースが増えているのが実情である。換言すれば、商標権者が商標権侵害を争えないようなケースが増えているということである。

特に問題視されているのが、模倣品の購入者（輸入者）による「個人使用主張」である。税関は、商標権侵害物品に対して認定手続をすることによりその輸入等を差し止めることができるが、個人使用を主張された場合は反証が困難となり、模倣品の流入が阻止できない場合がある。商標制度小委の配布資料に

よれば、認定手続において購入者から争う旨の申し出がされることが急増しており、その大半が「個人使用主張」のようである⁴。

(2) 個人輸入等規制のハードル

個人輸入の規制については、平成16年の商標制度小委員会においても検討されたことがある。しかし、①商標の定義から「業として」の要件を除くことにより商標の法体系に与える影響、②個人による1回程度の模倣品の輸入を規制することへの疑問、③当時「業として」の要件によらずに個人輸入を規制していたのがフランスのみであり国際的整合の必要性も低かった等の事情から、個人輸入を商標法で規制する案は見送られた経緯がある。

(3) 改正の方向性

個人輸入を規制する必要性が高まっていることは上記(1)のとおりであるが、上記(2)の事情に鑑み、この度の商標制度小委でも、個人の輸入行為を商標法で規制することについては慎重な検討が必要としている。もっとも、模倣品対策を強化する何らかの措置は講じるべきと考えており、代替案として、模倣品等を国内に輸入する個人を規制の対象とするのではなく、模倣品等を国内の者に販売・発送する海外の事業者を取り締まる案が出されている。具体的には、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接発送する行為を、新たに商標権侵害と位置付ける方向で検討がされている。

欧州連合裁判所では、ECサイトを通じて域外から個人輸入された侵害品について、域外の販売者による域内での商標の使用であると認定し、水際での差し止めを認めた事例があり⁵、今回の代替案はこの裁判例が参考となっている。

3. コメント

この度の商標制度小委においても個人輸入を直接的に規制することについては消極的ではあるが、代替的に提案されている海外事業者の行為の規制⁶が実現すれば、実質的には模倣品の個人輸入を税関で差し止めることが可能となる。模倣品・海賊版の流入に頭を悩ませている事業者にとっては朗報であり、引き続き改正の動向に注目したい。以上

〈脚注〉

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/t_mark_paper06new.html

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

³ 前掲「知的財産推進計画2020」66頁参照

⁴ 商標制度小委の配布資料2「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」スライド9参照 (https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper06new/shiryuu2.pdf)

⁵ Case-C98/13 (Judgment of the Court (Second Chamber), 6 February, 2014)

⁶ 同様の問題は他の産業財産権についても生じ得ることから、商標法だけでなく、特許・実用新案・意匠法の改正も検討されるようである。

ドイツにおける標準規格必須特許に基づく 権利行使の最新動向

弁護士 山口 裕司

弁護士 盛田 真智子

1. はじめに

欧州電気通信標準化機構 (European Telecommunications Standards Institute (ETSI)) など、標準規格の策定・普及を行う標準化団体は、知的財産権ポリシーを定めて、標準化活動に参加する企業に対し、標準規格必須特許 (Standard Essential Patents (SEP)) の存在の早期開示と、標準規格必須特許の公平、合理的かつ非差別的な (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) 条件での第三者へのライセンスを誓約する旨の宣言 (FRAND 宣言) をするよう求めている。知的財産権ポリシーは、標準化技術を一般が利用できるようにする必要性と知的財産権者の権利とのバランスを図ろうとするものであるが、近時、FRAND 宣言を行った標準規格必須特許の特許権者による権利行使を巡る紛争が、各国の裁判所に持ち込まれ、判決が出されている。本稿では、裁判例の蓄積が進むドイツにおいて 2020 年に出された 2 つの判決を紹介する。

2. EU 競争法に基づく差止請求権の制限

日本では、三星電子対 Apple Japan 事件知財高裁平成 26 年 5 月 16 日決定が、特許権者が FRAND 宣言をしたことに加えて、実施者が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの主張立証に成功した場合には、権利の濫用 (民法 1 条 3 項) により差止請求権の行使は許されないと判断した。

これに対し、EU では、競争法 (欧州連合機能条約 102 条に規定される支配的地位の濫用の禁止) 違反の観点から標準規格必須特許の特許権者による差止請求権の制限が認められる。

標準規格必須特許の特許権者による差止請求が支配的地位の濫用となる場合については、2009 年 5 月 6 日の Philips 対 SK Kassetten 事件ドイツ連邦最高裁判決 (通称「Orange Book Standard」事件判決、KZR 39/06) という先例がある一方で、2012 年 12 月 21 日付けで欧州委員会が Samsung に対して送付した異議告知書 (IP/12/1448、MEMO/12/1021) により異なる基準

が示されていたことから、Huawei 対 ZTE 事件において、デュッセルドルフ地裁から 2013 年 4 月 5 日に欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union (CJEU)) に質問の付託がなされた。欧州連合司法裁判所は、2015 年 7 月 16 日の先決判決 (C-170/13) で、(1) 当該訴訟の提起前に、権利者が、最初に、当該特許を指定し、特許が侵害された方法を特定することによって、申し立てがなされた侵害の被疑侵害者に警告し、次に、被疑侵害者が FRAND 条件でライセンス契約を締結したいという意思を表明した後、当該侵害者に、特にロイヤリティとその計算方法を特定する、当該条件でのライセンスについての具体的な書面による提案を提示した場合、かつ、(2) 被疑侵害者が対象特許を使用し続ける場合に、被疑侵害者は、その分野で認められている商慣行に従い、誠実に (客観的な要因に基づいて立証されなければならない、特に、遅延戦術がないことを示す状況で) 当該提案に真摯に対応しなかった場合に限り差止請求等が欧州連合機能条約 102 条における支配的地位の濫用に当たらないという解釈を示した。

3. Sisvel 対 Haier 事件ドイツ連邦最高裁判決 (2020 年 5 月 5 日、KZR 36/17)

(1) 事案の概要

Sisvel は、Nokia により出願され、登録された特許であった欧州特許第 852885 号のドイツ部分について、Haier (被告の親会社) に 2012 年 12 月 20 日、2013 年 8 月 22 日及び 2013 年 11 月 11 日付けで侵害通知を行い、2013 年 4 月 10 日に ETSI に対する FRAND 宣言を行った。Haier は 2013 年 12 月に交渉したい旨を回答し、2014 年 2 月 17 日に両社の代表者間で協議が行われたが、まとまらなかった。Sisvel は 2014 年 8 月 29 日にライセンスの提案を行ったが、Haier は 2014 年 9 月 1 日に反対提案なしに拒否した。Sisvel は Haier の現地法人に対し特許侵害訴訟を提起し、2015 年 11 月 3 日のデュッセルドルフ地裁判決は差止請求を認容した。2016 年 9 月 25 日に特許の存続期間が満了し、2017 年 3 月 30 日のデュッセルドルフ高裁判決は Sisvel が FRAND ライセンスの提案の義務

を果たさなかったとして、廃棄・回収を否定し、損害賠償責任のみ認めた。2017年10月6日に連邦特許裁判所が特許の一部無効を認め、2020年3月10日に連邦最高裁でその上訴は棄却された。

(2) 最高裁判決の要旨

本判決は、Huawei 対 ZTE 事件の欧州連合司法裁判所先行判決後に出された初めてのドイツ連邦最高裁の判決である。

本判決は、Sisvel が、特許の存続期間中において、欧州連合機能条約 102 条に規定される支配的地位を有していたと認めたが、侵害者が標準化技術の実施によって対象特許の違法な実施となることに気付いていない場合の、特許権者による対象特許の侵害通知義務について、特許が特定され、具体的な侵害行為が述べられていれば十分で、クレームチャートを用いた説明は必須ではないとし、また、最初の侵害通知から1年経過した2013年12月のHaierの条件付きの回答はライセンスを受ける意思のある侵害者の要件を満たさないと、Sisvel が支配的地位を濫用しているという前提には立たず、損害賠償責任のみならず、廃棄・回収等の責任も認めた。

4. Nokia 対 Daimler 事件マンハイム地裁判決 (2020年8月18日、2034/19)

(1) 事案の概要

Nokia は、コネクテッドカーを製造販売する Daimler に対し、2016年3月31日又は2016年6月1日の電子メールで交渉を始め、携帯電話の規格の特許ポートフォリオを指摘し、2016年11月9日に最初のライセンスの提案も行った。Daimler、部品供給業者及びチップ製造業者は、2018年末に欧州委員会に苦情を申し立てたが、欧州委員会の手続は開始されていない。Nokia は、Daimler に対し欧州特許第 2981103 号のドイツ部分に基づいて特許侵害訴訟をマンハイム地裁に提起した。2020年6月18日にドイツ連邦カルテル庁は、マンハイム地裁に対し、FRAND 義務とサプライチェーンに関して、欧州連合司法裁判所に付託するよう勧告した。

(2) マンハイム地裁判決の要旨

本判決は、標準規格必須特許に基づいてドイツの自動車メーカーに対し出された最初の差止判決だと言われている。

本判決は、車両の開発及び製造の市場で一般的に（他の部品に関して）部品供給業者が（部品価格を適用して）ライセンスを得ることが通例であるという状況でも、競争関係が

ない場合に原告が同じ取扱いをすることを義務づけるものではないとし、FRAND 基準を満たす契約形態は1つではなく、多数あるが、ライセンサーは、原則として、バリューチェーンの最終段階で販売可能な最終製品の技術の経済的利益に参加すべきであると述べ、Daimler は自らの自由意思によってライセンスを受ける意思を欠いており、Daimler が部品供給業者に言及することは、Daimler に対する請求が差別的であると主張することによって正当化され得ないとして、差止請求や損害賠償責任を認めた。そして、マンハイム地裁は、FRAND 義務に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託する必要はないと判断した。

(3) デュッセルドルフ地裁による欧州連合司法裁判所への質問の付託

Nokia 対 Daimler の特許侵害訴訟は、デュッセルドルフ地裁とミュンヘン地裁にも係属しており、2020年11月26日に、デュッセルドルフ地裁は、欧州連合司法裁判所に質問の付託を行い、特許侵害訴訟を一時停止した（4c O 17/19）。

これにより、マンハイム地裁では見送られた欧州連合司法裁判所への質問の付託が Nokia 対 Daimler の同種事件で行われることになり、新しい先決判決が出されて EU 法における解釈がさらに明確になることが期待される。

5. ドイツ政府及び欧州委員会の動き

2020年10月28日に、ドイツ司法及び消費者保護省は、「特許法を簡素化及び現代化のための法律」という特許法改正法案を公表した。同法案は、特許法 139 条 1 項に、「請求権の行使が、個々の場合の特別な状況により、侵害者又は第三者にとって均衡を失し、独占権によって正当化されない困難を引き起こす場合には、請求権は排除される。」等の規定を追加しており、標準規格必須特許自体を念頭に置いたものとは言えないが、特許法において、差止請求権の制限を明確化することを予定している。

また、2020年11月25日に欧州委員会が採択した「知的財産行動計画」(COM (2020) 760 final) においては、欧州委員会が「標準規格必須特許の透明性と予測可能性を改善する」ことを謳っている。

このように、標準規格必須特許の権利行使に関する問題は、ドイツの裁判所や欧州連合司法裁判所における解決が迫られているにとどまらず、ドイツ政府や欧州委員会にとっても重要な政策課題になっていると言える。

プロダクト・マーケット・フィット (PMF) 検討からの特許戦略

弁理士 森田 裕

1. はじめに

新技術開発がなされ、特許出願を予定するときに、何を考えておくべきなのか。これは、誰もが必ず経験する問題です。大きな会社での新規事業の立ち上げ時やスタートアップの起業初期の段階ではとくに重要性の高い中心的な課題となります。開発の方向性を見極めと特許戦略とが錯綜としてしまって、思ったような勢いで前に進まないということがあるでしょう。

特許権は、排他権であり、他社を排除する効果しか期待できないものなので、どの領域で他社を排除するように特許を取得するのかを検討することが重要です。良い特許を取りたいという漠然とした希望を持つだけでなく、そのための具体的な取り組みとして、新技術についてのプロダクト・マーケット・フィット (PMF) を意識して権利化を試みてみましょう。PMF は、顧客の要求に応える製品やサービスを提供し、これが市場に適切に受け入れられた状態を示します。PMF が達成されたときのことを想定し、これを取りこぼさないように出願を検討することによって、重要な事業領域を守る良い特許を

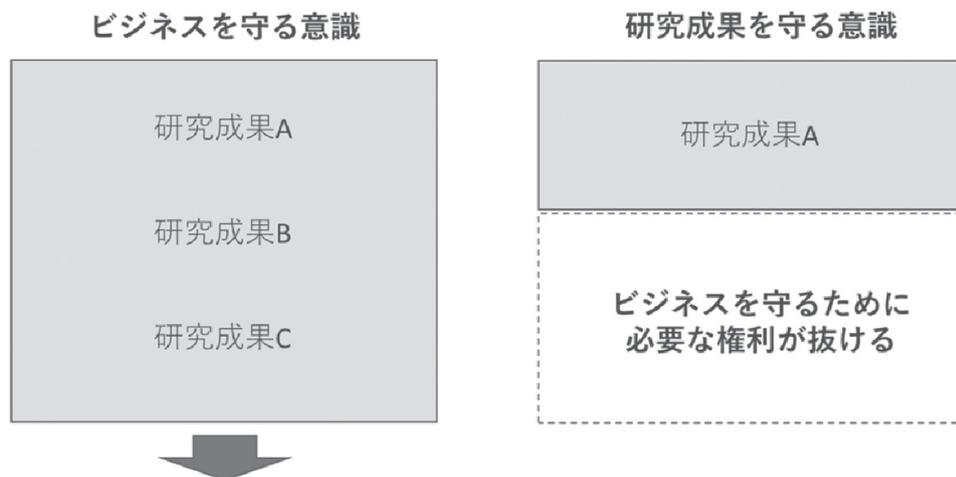
作りあげることができる可能性が高まるためです。これに対して、PMF の検討前出願というのは、重要技術や競争領域における重要事業の権利を取りこぼすリスクを孕む点に留意が必要です。特許出願はビジネス上有効な保護対象を検討の上行う必要があります。

2. 特許出願の際に考えるべきこと

出願の際には、技術的成果が生み出されており、これを中心に特許の権利化を考えてしまうことが多いように思われます。しかし、これでは、本当に守るべき権利が取れるかは不明なのです。

PMF を達成した想定から重要な事業形態を想定し、この事業形態を守ることがゴールであるときに、図1に示されるように、ビジネスを守るように特許出願をしなければならぬことは当然のことです(図1の左側)。これに対して、1つ1つの研究成果しか検討することなく、出願をすれば、ビジネスを守るのに必要な権利が抜けてしまいます(図1の右側)。

ビジネスを守るのに必要な権利が抜ければ、その抜けたところに競合の参入余地を与えるので、良い特許を得



研究成果を組み合わせることでビジネスを守る広い権利へ

図1：研究成果を守るという意識により生じるビジネスを守るのに必要な権利の抜け

PMF できる領域



図2：特許は PMF する全域の保護と高収益部分の保護とを目指す

市場への流通性

- ・ 市場に出回る製品やサービスを権利化し有効に権利行使する
- ・ 医療発明では、病院外を意識する

図3：市場への流通性を指揮する特許出願をする

ることはできません。そうすると、技術がいくら凄くても残念な結果に繋がる可能性があるのです。したがって、良い特許を取得するためには、守るべき対象は何かの検討が絶対に不可欠です。

このためには、PMF を達成したときのことをまず想像することが大切です。達成すべき PMF に関して、競合他社を排除できるように特許を取得することが戦略の大前提となるでしょう。

つぎに、PMF を達成したときに、その中で収益性の高い部分がどの部分であるのかを検討することもまた重要です。

PMF する領域をすべて保護できる特許を取得することは理想的には重要です。しかしながら、特許取得プロセスでは、様々な理由で狭くしか権利化できないという場合があります。このときに、より収益性の高い部分を特定しておき、少なくともこの収益性の高い部分を権利化できるよう出願を戦略立てることが重要です。

このように、広く権利化する戦略とそれがダメでも重要な部分を権利化する戦略の2階層の戦略を取り込むことによって、全体を広く薄く覆うとともに、重要領域をしっかりと守れる特許を作れる余地が生じるわけです。

また、収益性の高い事業形態を想定しなければ、狙いの定まらない使えない特許出願になることは当然のことです。収益性の低いところを権利化しても仕方がないので、事業形態を検討せずに研究成果（発明）だけを検討しているのでは考察が全く足りていないことにな

るのです。

続いて、検討するべき事項は、市場に流通する製品やサービスでなければ、侵害検知ができず、取得した権利の活用性を阻害する可能性があるということです。したがって、できるだけ侵害検知ができる形での特許出願に努めることが重要です。

特許は、市場に流通する製品やサービスに向けてることによって、侵害の有無を検知し、権利行使ができるようになります。これに対して、市場に流通する製品やサービスでない場合、侵害しているのかが分からず、権利行使が困難となることが少なくありません。

また、医療発明では、病院外で市場に出回ることを意識しましょう。病院の中で作られる物の発明や病院の中で実施される方法の発明は、権利化ができなかったり権利行使ができなかったりするためです。権利行使ができないリスクを軽減するためには、病院外で流通する製品やサービスに対して権利を設定するように意識することが重要です。

新しい技術が創出され、これにより新しいビジネスが創出される場合には、研究成果そのもののみを検討しても、良い特許を取得することは困難です。PMF、高収益部分の特定、市場への流通性を考慮して、技術の活用できる部分、活用が有益である部分に狙いを定めて効果的に保護することを検討してみたいかがでしょうか。弊所ではそのような戦略立案のお手伝いもしておりますので、お困りの際にはご相談ください。

特 他 の 共 有 者 と 事 前 協 議 な く 独 自 に 製 造 販 売 し た 共 有 者 の 特 許 権 (持 分 権) の 喪 失 知 財 高 裁 令 和 2 年 8 月 20 日 判 決 (令 和 2 年 (ネ) 第 10016 号 特 許 権 侵 害 差 止 等 控 訴 事 件) >> 控 訴 棄 却

結ばない靴ひもに係る2件の特許権の共有者の間で締結されていた、事前の協議・許可なく生産・販売行為を行った場合には権利が剥奪されるとの契約に基づいて、他の共有者との事前の協議・許可なく独自に製造・販売した共有者の特許権の持分権は喪失したとされた事例。

本事案では、共有者（控訴人）の特許権の持分権は、他の共有者（被控訴人Y、B及びA）との事前の協議・許可なく独自に本件発明1に係る靴ひもの製造・販売をしたことにより、喪失するかが主な争点とされた。

裁判所は、本件共同出願契約（控訴人、被控訴人Y、B及びAの間において締結された平成25年4月15日付け共同出願契約）について、上記4名の間において、既に平成24年7月から共同事業が開始されている製品のほか、今後、事業を行うものも含めて、結ばない靴ひもの製造販売に関し、その権利関係等について取り決めるため締結されたものであ

ると解されるとし、各共有者は、既に明示又は黙示的に合意されている事業形態（商流）に沿って発明を実施することは、各共有者においてすることができる一方、それと異なる態様での自己実施については、別途の協議、すなわち、事前の協議・許可を要し、これを行うことなく、既に取得された特許権の実施として製品の生産・販売行為をすることは許されないとして制約したものと解される、と判示した。

そして、控訴人の特許権の持分については、控訴人は、平成28年4月以降、従前の事業形態（商流）とは異なり、独自に原告製品（控訴人製品）を日本で製造し販売しており、原告（控訴人）販売行為について、他の共有者である被控訴人Y、B及びAとの事前の協議や許可はされていないから、控訴人は、本件定めに違反したものであるとして、本件各特許権の持分権を喪失したというべきである、と判示した。

特 実 施 例 に 記 載 さ れ た 特 定 の ポ リ プ ロ ピ レ ン 樹 脂 以 外 の サ ポ ー ト 要 件 充 足 性 知 財 高 裁 令 和 2 年 9 月 3 日 判 決 (令 和 元 年 (行 ケ) 第 10173 号 特 許 取 消 決 定 取 消 請 求 事 件) >> 請 求 認 容

本件は、実施例に記載された特定のポリプロピレン樹脂以外のサポート要件の充足性が争われた事案である。

原決定では、特許庁は「発泡体の材料と剥離しにくさとの関係について、所望の効果を奏することが確認できるものは、発泡体として実施例に記載された特定のポリプロピレン樹脂を用いた場合のみであり、それ以外のポリプロピレン樹脂を用いた場合にも同様の効果を奏するのかが不明である」ことを根拠としてサポート要件違反とした。

一方、本件では裁判所は、「ポリプロピレン系樹脂が、耐熱性や機械的強度（耐衝撃性）に優れた樹脂であることは、本件特許の出願時の技術常識であり、これによれば、当業者は、『AD571』以外のポリプロピレン系樹脂を使用した場合や実施例と異なる条件で発泡体を製造した場合についての実施例及び比較例がなくても、本件明細書の記載や本件特許の出願時の技術常識に照らし、本件発明1の両面粘着テープが、本件課題を解決できると認識できるというべきである。」

と判断した。

また被告（特許庁）は、示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140℃以上の部分にごく小さな結晶融解温度ピークでも存在しさえすれば良いとすると、そのような、ピークを発現する材料がごく少量の場合に本件発明1の課題を解決できると認識することはできないことを主張した。

それに対して、裁判所は、「ポリプロピレン系樹脂は、耐熱性や機械的強度（耐衝撃性）に優れた樹脂であるところ、融点が140℃よりも低いポリプロピレン系樹脂も本件特許の出願時の当業者に知られていた。そうすると、ポリプロピレン系樹脂を含有させたことに基づく140℃以上のピークがごく小さいものであったとしても、ポリプロピレン系樹脂の含有量を調整すること及び気泡のアスペクト比を調整することにより、本件課題を解決できると認識することができるというべきである。」と判断した。

商 不正競争防止法における周知性 大阪地裁令和2年8月27日判決
(令和元年(ワ)第7786号 不正競争行為差止請求事件)>>請求棄却

本件は、京都造形芸術大学が名称を「京都芸術大学」へと変更したところ、京都市立芸術大学が京都芸術大学を運営する学校法人瓜生山学園を相手取り、「京都芸術大学」の名称の使用の差止めを求めて提訴した事案である。

裁判所は原告の商品等表示の周知性に関して「京都市立芸術大学」についての周知性を認めたが、他方で、「京都芸術大学」、「京都芸大」、「京芸」については、「京都市立芸術大学」と比較してその使用頻度はいずれも少ないと言えること、「『京都市立芸大』、『市立芸大』、『市芸』その他様々なものが使用されている。」こと、「原告大学の略称等が使用される地域の範囲としても、京都市又は京都府であることが必然的に多くなり、『京都』（又は『京』）は敢えて明示せずとも文脈上暗黙の了解事項となりやすいと推察されることなどに鑑みると、略称等に『市立』（又は『市』）が含まれ、『京都』

（又は『京』）が省略されることも、当然起こり得ることとしてよい。」こと、「原告の設置主体である京都市及び京都市長や原告大学関係者が、原告大学を示すものとして、自ら『市立』（又は『市』）を含む略称等を使用する例が少なからず見られること」、「インターネット上又は書籍としての地図においても、原告大学については『市立』が含まれる表示が使用されていること」等を根拠として、その周知性は否定した。

その上で「京都市立芸術大学」の要部は「その全体である『京都市立芸術大学』と把握するのが相当であり、殊更に『京都』と『芸術』の間にある『市立』の文言を無視して『京都芸術大学』部分を要部とすることは相当ではない。」と判示し、「京都市立芸術大学」と「京都芸術大学」とは類似するものということとはできないと結論付けた。

商 商標の不正使用 知財高裁令和2年10月13日判決
(令和2年(行ケ)第10017号 審決取消請求事件)>>請求棄却

本件は、登録商標「空調風神服」（標準文字）の「空調」と「服」の文字を太字で表記した商標（後掲）の使用行為が、原告が使用する「空調服」（引用商標）との関係で、故意に他人の業務に係る商品と混同を生じさせるものとは認められず、商標法51条1項には該当しないと判断された事案である。

裁判所は、本件使用商標と引用商標の類似性の程度等について、概ね次のように認定した上で、出所混同の有無について否定した。

①本件使用商標と引用商標の類似性の程度

本件使用商標と引用商標は、外観、称呼及び觀念のいずれにおいても相違するものであり、両商標は類似しない。

本件使用商標において、「空調」と「服」が太字であるとはいえ、「空調風神服」の文字が同色で同じ書体・ポイントのフォントにより1行の横書きで構成されたものであるから、全体として一体のものとして看取されるというべきである。需要者等において、5文字の漢字から冒頭の2文字と末尾の1文字を取り出した上でこれらを一連のものとして看取するとは考え難い。

②引用商標の周知著名性及び独創性の程度

原告のカタログにおいて、「空調服」の文字は多くが記述

的に用いられている上、そのカタログ頒布部数、ウェブサイト閲覧者数、当該商品を紹介したメディアの頒布部数、視聴者数を認めるに足りる的確な証拠はない。

加えて、「空調服」との語は、ファンを備えた作業服等一般を示すものとして記述的に用いられ、あるいは、原告を出所とするものと解し得ない商品に関するカタログでも用いられている。

以上によれば、引用商標が、原告の出所表示として周知著名であったと認めることはできない。

また、引用商標は、「空調」と「服」という日常的に用いられる平易な言葉を組み合わせた構成であり、独創性の程度が高いとまではいえない。

③取引の実情

本件使用商標には、末尾に「®」が組み合わせられたものもあり、需要者等において、本件使用商標が全体として商品の出所を示すことを理解するということができる。

本件使用商標

空調風神服

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

「Oslaw News Letter」第58号

■編集・発行 / 大野総合法律事務所

■発行日 2021年1月29日

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル21F(丸の内オアソ内) TEL:03-5218-2330(代表)

大野総合法律事務所 Web Site
<http://www.oslaw.org/>